

清須市地域情報共有プラットフォーム構築運用業務に係る仕様書

令和6年4月

清須市 企画部 企画政策課

1. 件名

清須市地域情報共有プラットフォーム構築運用業務

2. 目的

本業務は、地域活動や団体等の情報を可視化し、情報を一元化することで、地域参加を促し、市民協働の活性化を目的とする。導入として子育て世代を対象とした情報発信に係るプラットフォームを構築することで、住民が必要とする子育て支援団体やその活動等を容易に検索できるようにし、子育てしやすい環境や支えあえるコミュニティを推進する。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※契約締結日から令和6年7月31日までを構築期間、令和6年8月1日を運用開始日とし、運用開始日から令和7年3月31日までを運用期間とする。

※令和6年8月1日に公開することを前提とした週単位のスケジュール表を作成し、データで提示すること。

※詳細は契約後、本市と受託者が別途協議して決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

4. 業務概要

(1) アプリについて

Webブラウザでの利用を可能とすることが望ましい。

なお、ネイティブアプリ/スマートフォンアプリ（＝App Store、Google Play にて公開するアプリ）のみでの提供となる場合は業務実施計画書にその旨を明記すること。

(2) アプリの構築について

運用に必要なハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリの構築・導入に係る一連の作業を指す。

なお、構築済のSaaSでの納入の場合、上記の一連の作業のうち、公開可能な状態とするために必要な作業のみを行うこと。

(3) アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、本市の判断により公開時期を

決定する予定である。データサーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開及び運用に必要なサーバは受託事業者のデータセンターに置き、24時間、常時安定稼働するものとし、これに必要なとなる運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

5. 構築要件

(1) サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、本市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。なお、データセンター等の要件は「7.情報セキュリティ要件」及び「8.データセンター要件」に記載の通りとする。

(2) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成及び機器の性能は、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を本市に提出し、承認を得るものとする。

(3) テスト要件

受託事業者は、アプリの本番公開までにテストを行い、本市の承諾を得るものとする。また、テスト環境は受託事業者が用意し詳細は協議の上進めることとする。

(4) 運用保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、アプリを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを受託事業者及び本市のそれぞれで実施可能とする適切なアプリを導入するものとする。

(5) 再委託もしくは他社との協業・JVについて

業務遂行の際、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する必要がある場合、もしくは、他社との協業・JVで遂行となる場合は、契約主体社、再委託先（協業先）の会社名等を業務実施計画書に明記すること。

(6) コンプライアンス

業務の実施にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、本市担当者の指示に従い適正な履行に努めること。本事業で導入するアプリに、専ら特定のサービス等に誘引する目的をもった商業広告を掲載しないこと。

(7) ネイティブアプリでの提供の場合

受託事業者は、iOSはApp Store、Android OSはGoogle Playからそれぞれ入手できるよ

う、アカウント及びライセンス取得等の手続きを受託事業者が実施、もしくは手続きの支援を行うこと。アプリはQRコード等からもダウンロード可能とすること。また、アプリの対応OS等に関しては、iOS及びAndroidの最新OSを含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォン及びタブレットでの動作を保証すること。※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

(8) オンボーディング

受託事業者は、本市職員及び登録を希望する団体を対象に、本システムの運用及び操作についてのマニュアル等を作成し研修を実施するものとする。詳細は協議の上進めることとする。

(9) その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議・決定の上、対応すること。

6. 運用保守要件

(1) 運用保守管理

運用開始日から業務履行期間終了までの間、アプリの運用・保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

運用計画システムの年間・月間計画を作成し、本市の承認を得ること。

保守計画不具合改修の対応計画を作成し、本市の承認を得ること。

(2) システム等の運用・管理

- ・本業務又は本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- ・運用の安定化・効率化につながる事項等については本市に積極的な提案を心掛けること。
- ・問い合わせ等の受付時間は、本市と協議・決定の上、対応すること。
- ・受付時間内は、電話、電子メール等により対応すること。
- ・本市からの問い合わせ等の対応については、問い合わせの内容と対応結果を一覧化した報告書を作成し、本市から要請があった際は当該報告書を提出すること。

(3) バックアップ

システム、管理ツールのデータ、アプリの登録データ等のバックアップは、アプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップを24時間に1度行うこと。

(4) ネイティブアプリの登録状態の維持

受託事業者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。(ネイティブアプリでの提供の場合)

(5) アプリ・システム等のアップデート

①OS 及びブラウザのアップデート対応

受託事業者は、OS (iOS、Android) 及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本市に示し、承認を得た上で、対応を進めるものとする。

②脆弱性対応

受託事業者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、やむをえず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に本市の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

(6) セキュリティ診断の実施・対応

サーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断を実施・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は速やかに対策を講じること。

(7) 運営・管理支援

アプリの運営・管理においては、本アプリの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、市職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ及びコンテンツ等がある場合は、その作業について、受託事業者が行うものとする。

(8) 法改正等への対応

アプリの機能に関連する法改正や制度改正に対し、速やかに対応すること。なお、法改正等に係る対応については、原則運用保守費の中で対応することとし、大幅な改修が必要となった場合は、別途協議により対応を決定することとする。

(9) システムの点検・監視

システムの稼働時間は原則24時間365日とし、常時正常な状態で使用できるようにシステムの点検及び監視を行うこと。メンテナンスや障害発生時の対応等でシステムの停止を伴う場合

も、システムの稼働率を99.99%以上維持できるよう計画を立て実施すること。なお、障害発生時は、関係各所（本市およびハードウェア、ソフトウェアの保守業者等を指す。）へのエスカレーション対応を実施すること。

7. 情報セキュリティ要件

- (1) 個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施すること。
 - ① ウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）等を行うこと。
 - ② サーバソフトウェア・システム・DB等への不正アクセス等の状況を適切に確認し対処すること。
 - ③ 当該サービス提供に無関係な個人情報はアプリを通じて収集しないこと。
- (2) 個人情報を適切に管理するための対策が取られていること。
- (3) 利用者端末とサーバとの通信はSSL/TLS等により暗号化し、第三者からの盗聴や改ざん等を防ぐこと。
- (4) 第三者認証に準拠した適切な情報セキュリティ体制が構築されていること。

8. データセンター要件

- (1) 利用者データ及びシステムに係る各種データ等を格納するデータセンターは、日本国内にあり、かつ、以下の条件を満たす堅牢な設備を有していること。
 - ① 24時間365日の有人監視体制で管理されていること。
 - ② 火災や地震、停電等への対策が取られていること。
 - ③ サーバ機器の稼働は原則24時間365日とし、メンテナンスや障害対応時のサーバ機器停止時間を最小限に留める措置が取られていること。
 - ④ サーバ機器等へのアクセスログが確認できること。
 - ⑤ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。

9. 機能要件

- (1) アプリ基本要件
 - ① 構成・デザイン
 - ・基本機能が分類され、わかりやすく配置されていること。
 - ・利用者にサービスの更新情報がわかりやすく伝わる工夫があること。
 - ・トップページは、各コンテンツへのリンク配置等を行い、利用者にとって関心のある情報へ直

感的にアクセスしやすい構成であること。

- ・クラウドサービスの利用規約を掲載すること。
- ・クラウドサービスの利用に関するマニュアル及び FAQ を掲載すること。掲載内容について本市に情報提供することで、市のホームページに記載することでも差し支えない。
- ・お知らせ情報やメンテナンス情報に容易にアクセスできること。

②利用者情報登録

- ・ログインを必要とするアプリに関しては、複数のログイン方法（メールアドレス、Google ID、Facebook、Apple ID等）から選択し、アカウントの登録ができること。
- ・アカウント忘れを防ぐ工夫があること。

(2) アプリ機能全般

- ・投稿者が資源情報やイベント情報等を投稿できること。
- ・投稿された情報を記録整理し、情報ごとに登録されたカテゴリ等の項目を選択して絞り込み検索が行えるなど、閲覧者が検索しやすい複数の方法で情報を公開できること。時間情報を含むイベント等の情報は閲覧当日以降に開催されるもののみを表示すること。
- ・地図上に、①閲覧者の位置情報 ②資源情報 ③イベント情報等の情報を、クラウドサービス内で表示できること。また、情報ごとに移動可能距離や登録されたカテゴリ等の項目を選択して絞り込み検索が行えるなど、閲覧者が検索しやすい複数の方法で情報を表示できること。
- ・投稿者ごとに、団体プロフィールや発信した情報等が閲覧できるページを作成できること。投稿者が更新した情報等を登録した閲覧者アカウントに通知することができること。

(3) 閲覧者向け機能

- ・閲覧者はクラウドサービスを利用する際に、アカウント登録や認証を行わなくても利用できるようにすること。なお、アカウント認証により、便利なサービスを提供することを妨げるものではない。
- ・閲覧者はクラウドサービスを利用するにあたり、「カテゴリ情報」「キーワード」「開催日」などの情報で検索できること。
- ・閲覧者はクラウドサービスにある地図上で、現在地又は任意の場所からの距離に基づき、参加可能なイベント や欲しい情報等を得られること。
- ・その他、閲覧者が見たいページを容易に検索できる機能を提供すること。

(4) 投稿者向け機能

- ・クラウドサービス上にデータを投稿できること。投稿内容は編集できること。
- ・投稿者アカウントには、団体においては団体名や代表者氏名、メールアドレス等を登録できること。
- ・投稿者が必要に応じて、WEB アプリ上で、投稿者アカウントの登録情報の変更やパスワード

の再発行ができること。

- ・投稿者が容易に地域情報をクラウドサービスに登録できるよう、入力フォームを作成すること。
- 投稿者が、記事内容に応じたカテゴリを選択または分類等を記入できること。
- ・添付ファイルは複数ファイルに登録できること。対応ファイル形式は JPEG、JPG、PNG、PDF 等とすること。また、1 投稿あたりの添付ファイル容量制限を設けること。

(5) 管理者向け機能

- ・管理者アカウントを付与できること。
- ・管理者アカウントのパスワードは、英大文字・英数文字・数字・記号の 4 種類のうち、2 種類以上を混在させた 8 文字以上とするよう制御できること。
- ・投稿者が投稿した記事を編集・削除できること。
- ・投稿者のアカウントを登録・変更・削除できること。
- ・その他、閲覧者と投稿者が持つ全ての機能を有すること。

10. 成果物等

本事業に係る成果物等を本市へ期日までに提出することとする。

成果物等	期日	備考
業務実施計画書	契約後速やかに	作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制及び連絡網等を含む。
システム	令和6年7月31日（予定）	アプリ及び管理ツール等関連システムの利用可能状態をもって納品とみなす。
システム操作マニュアル等	令和6年7月31日（予定）	ユーザー向け及び管理者向けに、アプリ及び管理ツール等関連システムの操作に関する資料。（システム構成図等を含む）
閲覧者向けの利用方法等を周知する動画	令和6年7月31日（予定）	データ一式
業務完了届	業務完了時	***

11. 機密保持

- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。

- (3) 業務遂行における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、清須市個人情報の保護に関する法律施行条例、清須市セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守し、個人諸権利を侵害することがないように必要な措置を講じること。
- (4) 業務の実施にあたり実施する打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏洩しないようセキュリティ対策を徹底するとともに従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。

12. その他

- (1) 業務の実施にあたり、受託事業者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託事業者の責任において処理すること。
- (2) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（特許、著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、本市は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (4) 受託事業者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 業務の実施にあたり、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託事業者は、本市及び本市から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

以上